

基監発第 0623001 号  
平成 18 年 6 月 23 日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

### 事業場等を臨検する場合における関係書類の取扱いについて

都道府県労働局における個人情報の管理の徹底については、平成 17 年 6 月 28 日付け地発第 0628001 号「都道府県労働局における保有個人情報管理の徹底について」を始めとする種々通達等により指示されていることに加え、当課からも繰り返し全国会議の場や事務連絡により、その徹底について指示しているところである。

しかしながら、今般、①匿名処理を希望する投書事案について被投書事業場を臨検監督した際に、当該投書のほか月別監督指導業務計画、監督対象の事業場基本情報等が綴られたファイルを当該事業場に置き忘れた事案、②申告処理事案について被申告事業場を臨検した際に、申告処理台帳等当該事案に係る関係書類一式を紛失する事案が相次いで発生し、その結果、当該関係書類に含まれていた投書者、申告者等の個人情報が漏えいしている。

特に、①の事案については、当該事業場の労務担当責任者が投書の内容を確認したことから、投書があったという事実及びその内容並びに投書者の氏名等が漏えいする結果となったものである。

これらの事案については、監督権限の行使に当たって、投書者、申告者、相談者等、労働基準関係法令上保護されるべき者に係る情報を漏えいさせたものであり、この結果、使用者によってこれらの者に不利益な取扱いを及ぼしかねない状況を生じさせる等、労働基準監督機関に対する国民の信頼を失墜させるものである。

については、同種事案の再発を防止する観点から、下記に留意の上、事業場等を臨検する場合における関係書類の適切な取扱いについて遺憾なきを期されたい。

記

- 1 氏名を明らかにすることを否としている事案の取扱い（匿名処理を希望する投書事案等）

事業場等に臨検する場合においては、投書等の個人情報が含まれている関係書類は、携行しないこととすること。この場合、業務処理上、必要な情報は担当者においてメモ書きする等により対応すること。

- 2 氏名を明らかにすることを諾としている事案の取扱い（賃金未払事案等）

事業場等に臨検する場合においては、個人情報が含まれている関係書類を携行するときであっても、必要最小限の範囲にとどめ、臨検先から帰庁する際は、携行した関係書類の確認を確実にを行うなど細心の注意を払うこと。

- 3 前記1及び2以外に個人情報が含まれている関係書類を庁舎外に携行する場合においては、これら書類の紛失はもとより、盗難についてもこれを防止するため、常にこれら書類を自己の監視下に置くなど細心の注意を払うこと。

- 4 署長等署管理者は、前記1ないし3の取扱いが職員に徹底されるよう必要な管理を行うこと。